

## 教員選考に当たっての分野及びポストの審議に関する申合せ

平成15年	9月17日	学術経営委員会
平成17年	3月23日	改正
平成18年	3月22日	改正
平成19年	2月 7日	改正
平成20年	3月19日	改正

新領域創成科学研究科教員選考内規の第3条にいう学術経営委員会における分野及びポストの審議にあたっては、当分の間下記の手順を踏むものとする。

なお、分野およびポストの審議に関しては、助教への流用人事を含める。  
ただし、助教への流用人事については、具体的な将来計画があり、その空きポストを有効活用する場合に限る。

- 1 学術経営委員会は、分野およびポストの審議に際して、分野選定委員会を設置する。
- 2 分野選定委員会は、学術経営委員会が研究科教授会の構成員である教授のうちから選任する、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 発議した専攻から推薦された者 3名
  - (2) 発議した専攻以外に所属する者 2名
  - (3) 学術経営委員会委員 2名
- 3 分野選定委員会は、学術経営委員会において審査結果を報告するものとし、学術経営委員会はその可否について審議し、決定する。

注1. 「分野およびポスト」の変更が生じる場合は、再度、発議からやり直す。

注2. 分野選定委員会では、「分野およびポスト」の重要性について以下の点を含めて審議する。

- ・発議に至った経緯
- ・発議する分野とその研究内容
- ・専攻における提案分野の位置づけ（分野の全貌とその中の必要性）
- ・提案ポスト（教授、准教授、講師）とその理由
- ・期限付きかどうか、公募かどうか